

科目等履修生および聴講生に応募予定の外国人の方へ

(留学ビザについて)

日本で留学ビザを取得しようとする場合、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」(法務省令)により「1週間につき10時間以上」(7科目以上)履修しないと留学ビザを取得することができません。

しかし、横浜国立大学大学院国際社会科学府では、学期毎に最大4科目しか履修できませんので、「科目等履修生」又は「聴講生」になっても留学ビザは取得できませんので注意してください。